

(様式第2号)

平成30年度 第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会(芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場，東浜公園，西浜公園及び芦屋中央公園有料公園施設) 会議要旨

日 時	平成30年10月9日(火) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出 席 者	委員 富田 智和 藤川 千代 和田 聡子 比嘉 悟 山口 泰雄 市出席者 企画部 部長 川原 智夏 企画部主幹(施設政策担当課長) 島津 久夫 政策推進課 係長 筒井 大介 政策推進課 係員 西村 勇一郎 事務局 社会教育部 部長 田中 徹 スポーツ推進課 課長 木野 隆 スポーツ推進課 係長 木戸 秀行 スポーツ推進課 係員 櫻井 康晴 スポーツ推進課 係員 藤岡 厚貴 スポーツ推進課 係員 岡田 千裕
事 務 局	スポーツ推進課
会議の公開	■ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り，出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 募集要項等の審査を行うため
傍 聴 者 数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する説明等
- (3) 報告事項

- ア 応募状況
- イ 質問及びその回答
- ウ その他
- (4) 協議事項
 - ア 第一次選考（書類審査）について（欠格事項・予定価格を超える法人の確認）
 - イ 面接審査の実施方法について
 - ウ その他
- (5) 次回の委員会日程について
- (6) 閉会

2 配布資料

- 資料1 次第
- 資料2 応募法人一覧
- 資料3 質問及び回答一覧
- 資料4 面接審査の実施方法について（案）
- 資料5 募集要項
- 資料6 業務仕様書
- 資料7 審査要領（詳細内容は非公開）
- 資料8 選定基準（詳細内容は非公開）

3 応募者と委員の関係について

応募者と委員との関係の有無と接触の有無について、全員無いことを確認。

4 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から3名の委員が選出されている。本委員会は委員定数5名中5名の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条2項により委員の過半数が出席していることから、会議は成立。

5 審議経過

富田委員長：それでは、報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：【資料2及び資料3に基づき説明】

富田委員長：ありがとうございます。御質問ありますでしょうか。質問が多方向にわたっており、かなり多いですね。

事務局：はい、かなり多かったと思います。所管課の分析といたしましては、今まで非公募だということもあり、新たに公募ということで、新規の事業者がいろいろ、施設がどうなっているかということ、今までどのような形でされてい

たかといった類の質問がかなり多かったように思います。

富田委員長：これについて特になければ、次に進めます。

富田委員長：次に、協議事項に移りたいと思います。まず、第1次選考書類審査として「欠格事項」、「経営状態について懸念のある法人」、「管理運営について懸念のある法人等」について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：【申請書類に基づいて事前審査結果の報告】

富田委員長：ただいまの説明に対して質問ございませんでしょうか。また、経営状態及び管理運営費について懸念のある法人がございましたら御意見もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

山口副委員長：選定審査要領の4の採点の方法の(1)番、ここの下から3行目、100分の70以上を満たすこととし、これを下回った公募者は選定しないものとするということですが、もし全者下回った場合にはどのような対応になりますか。

事務局：再度公募になります。ただし、翌年の4月1日からのことなので間に合うとは思いますが、再度公募する形にし、どうしても間に合わない場合は、現在の管理者に委託するのが前例です。ただし、日程的に間に合うと思いますので、もう一度公募という形になると思います。

山口副委員長：原則は再公募ということですね。

事務局：再公募になります。

富田委員長：今までに複数応募してきたが、応募者がどれも選定基準を満たさなかったという前例はありますか。

事務局：前例はないと思います。

富田委員長：複数応募してくるということ自体はありましたか。

事務局：海浜公園有料公園施設の際に6者応募がありました。

富田委員長：わかりました。ありがとうございます。経営に懸念があるかという点になりますと、藤川委員の審査ではいかがですか。

藤川委員：問題ないかと思います。1者、分社化して間もない法人がありますが、分社前の会社自体は実績もある、経営状態も懸念がある会社ではありませんでした。特に直ちに何か懸念があるといったことにはならない状況です。

富田委員長：わかりました。第1次選考としては、ひとまず除外される法人はないということに決定したいと思います。次に、第1次審査は全者通過したとして、面接審査の実施方法について事務局から御説明をお願いします。

事務局：【資料4に基づいて説明】

富田委員長：わかりました。ほかに何か御質問等ありますでしょうか。もしなければ、議題がすべて終わった後に再度聞こうと思います。次に、その他について、事務局から御説明お願いできますでしょうか。

事務局：【指定管理者の内部評価について説明】

富田委員長：2015年以降の評価はないのですか。毎年あると思うのですが。

事務局：基本的に、5年間の内の中間年度に外部評価か内部評価をすることになって
います。ですので、現指定管理者に関しては内部評価のみです。

富田委員長：その内部評価は中間評価です。これ以降のものが分からない。改善されてい
る点もあると思うのですが。

事務局：毎年のは所管課評価になるので、各年度分はあります。

富田委員長：所管課評価は毎年あるのであれば、せめて昨年度のものがないと、中間評価
から現行が改善されているのか、全く変わっていないのかの判断によってず
いぶん評価は異なると思います。

事務局：わかりました。後日送付させていただく形でよろしいでしょうか。

藤川委員：これに関連して、現状は改善されているかどうかを見ることに関して所管課
での評価を見れば一目瞭然であればそれを後日送信で構わないですが、改善
されているものかどうかを今、説明いただくか、後日資料を送ってもらうか、
どちらかの対応をお願いします。

事務局：わかりました。後日メールにて送付します。

藤川委員：わかりました。

富田委員長：他に質問等、ありますでしょうか。

藤川委員：何点か質問させていただきます。まず1点目、損害保険で、市が公共施設と
して加入している市の保険の内容が知りたいということで、遜色ない内容にな
っているかどうか比較する上で、市が通常加入している保険というのはど
ういう内容かというのを比較のために教えていただきたい。2点目に、中央公
園の駐車場収入が、今回の指定管理の対象期間から、入ってきた利用料が指
定管理者の収入になるということですが、これまでは収入の保証金として定
額収入だった。その間にそんなに大きな乖離というのはなかったのでしょうか。

事務局：乖離というのは。

藤川委員：今、応募されている、将来の5年間の駐車場収入の妥当性を見る上で、過去
の数字が収入の保証額としての数字しかないので、実際の駐車場収入との間
にどれぐらいの乖離があるのかなという。もちろんそこまでの資料をそちら
でお持ちかどうかわかりませんので、大きな乖離があるかどうかだけでも教
えていただければなど。

事務局：わかりました。調査して回答します。

藤川委員：はい。更に、3団体中2団体が、深夜の21時から23時の利用枠を独自事業
ということで提案されていますが、現在も21時から23時の体育館とか、青
少年センターの対応というのは今もされているという理解でよろしいですか。

事務局：はい。

藤川委員：特に近隣とのトラブル等なく、深夜枠自体は順調に今も稼働があるという理解でよろしいですか。

事務局：はい。体育館・青少年センターにつきましては、深夜区分に関して、大きなトラブルはございません。

藤川委員：何をもちて自主事業というのか、本来事業との区分の仕方がまちまちで、自主事業は自前でやり、指定管理料をいただく範囲には入れないといったように範囲を非常に広く捉えておられる団体もあれば、あくまでスポーツに絡む事業なので本来事業ということで広く、むしろ本来事業側に含めていると読み取れる団体もあります。一方で、先ほどお伝えした深夜の2時間枠の利用料に関して、ある団体は、自分たちで企画したことなので自主事業ということで、自主事業側の収入に入れている。別団体は、それは利用料のほうにカウントし、自主事業に含めていないといったように、自主事業の捉え方が各団体によって違うと思うのです。この考え方は、市が想定されているものと特にずれがないのかということと、評価する側の考え方として、自主事業を手厚く実施することを資料上、あるいは当日のプレゼンにおいて、その区分の仕方は抜きにして、自主事業として非常にたくさんのかを、魅力的なことをやりますということをアピールされて、こちらがそれを評価すれば良いのでしょうか。

富田委員長：区分がまちまちになっているところは、見受けられるかとは思いますが。

藤川委員：はい。それは総合的に見て点数をつけるべきなのか、あくまで自主事業は自主事業として向こうがアピールしているものだけを点数に捉えて評価して良いのかというのがよくわからなかったもので、お聞かせいただきたいです。

事務局：体育館の深夜につきましては、条例上にはなく、指定管理者が市民のために延期しています。指定管理者の話によると、働いている方、日中利用できない方のために枠を広げるという形で、これは自主事業という考えになります。そう言った部分は、整理が必要かと思えます。ただし、基本的には定義として、条例に記載されているものと、スポーツ実施計画のスポーツの推進にかかわる事業につきましては本来事業ということで分けていただきます。今回は、曖昧な部分もあるようですので、精査する必要があるかと思えます。ただし、基本はやはり条例プラス、そのスポーツの基本計画に基づいての事業、これが本来事業ということで認識しております。この点に関しては、ぶれないようにだけはしたいなと考えております。どれが市としては本来事業で考えているかということをお聞かせさせていただきます。

事務局：まず、委員のおっしゃる市の考え方を整理させていただくと、提案する事業者毎の考え方がありますので、市の考え方と照合しながら質問していただくという形がいいかなと思えます。

藤川委員：わかりました。そこは整理をお願いします。

事務局：冒頭、藤川委員から御質問のあった件で、市が加入している保険の件ですが、この点につきましては、他施設と同様に、賠償責任保険というものを全ての施設に掛けております。身体賠償、財物補償を対象に、免責ゼロとしております。これにつきましては、他の施設というか、提案のあったところにつきましても、それ以上の額を提案済であることを確認しております。また、21時～23時の時間外営業に関して、近隣と何か問題ないかということですが、今現在は特に大きな問題はございません。現在の運営の状況が、21時までは条例どおりで、21時～23時は申請があった場合、1階部分のみの開放になっています。具体的には競技場だけで、たくさんの人数が一度に来るのではなく、今現在は、例えば10人ほどのバスケットボールチームが利用している程度で、大きな騒動にはなっておりません。人数が多人数になってくると、駐車場や、利用者が帰る際の声がうるさいという問題は生じる可能性があります。ですが、今のところは特に問題はございません。更に、駐車場の料金ですが、今現在、提案書を確認させていただいたところ、現在の額で同一の事業者とやりますということなので、現状維持で、額としては特に大きく変更はないと思われま

藤川委員：結局、駐車場についてはタイムズとの取り決めで、市が関与するものではないということですか。

事務局：そうです。これまでは基本的にタイムズと市との関係で、市が運用内容を指定する形で指定管理者と結んでいたものが、今回から市がその関係から退くだけの形になり、タイムズからすれば特に何も変更はない。指定管理者とタイムズの関係に、市が入るか入らないかだけで、今回の提案に当たっては、それぞれの候補者が同じ条件でされており、要件は満たされるかと思えます。

藤川委員：わかりました。

富田委員長：他にいかがでしょうか。特にございませんか。では、選定は次回ということになりますので、次回の日程について、御説明をお願いいたします。

事務局：次回の日程でございますが、10月29日、9時30分から、教育委員会室となります。開催は市役所北館4階教育委員会室、10月29日月曜日、9時30分開会ということで考えております。

富田委員長：わかりました。特になければこれで終了とします。